

建設工事及び建設関連業務の入札・契約制度に係る事務手続き等について

市では、建設工事及び建設関連業務の入札・契約に係る事務手続き等について、下記のとおり実施しております。内容をご確認の上、引き続き対応くださるようお願い致します。

1 指名通知について

指名競争入札通知書・指名通知書（随意契約の場合）はFAXでお送りしています。通知書に記載している縦覧期間内に指定された場所へ通知書をお持ちください。

市ホームページから設計図書をダウンロード方式により縦覧する場合は、その旨を通知書に明記しておりますのでご確認ください。

2 条件付き一般競争入札（郵便入札）について

発注工事・業務がある場合は、原則として月曜日と水曜日の午前中に公告します。

市役所掲示場、市ホームページ（市政情報→入札・契約→契約課関連の入札・契約）、契約課閲覧場所を確認してください。

3 入札・契約に係る各種様式について

入札・契約に係る様式は毎年度更新をしておりますので、平成31年度以降に作成する書類については、市ホームページから新様式をダウンロードのうえ、ご使用いただくようお願いします。

4 CORINS・TECRIS登録について

500万円以上の建設工事を請け負う場合はCORINSへの登録を義務づけています。市ではCORINS検索システムを利用して現場代理人や主任技術者の確認をしております。

建設関連業務については、各業務の仕様書によりTECRIS登録が必要となる場合もありますのでご注意ください。

5 前払金の申請について

(1) 建設工事については、契約金額が130万円以上の場合に前金払の対象となります。

(2) 建設関連業務については、契約金額が50万円以上の場合に前金払の対象となります。

※ 建設工事・建設関連業務ともに、公告、指名競争入札通知書（指名通知書）で前金払有りとなっている場合でも、上記の条件を満たさない場合は申請できませんのでご注意ください。

※ 平成28年8月1日から中間前金払制度を導入しています。利用にあたっては、「中間前金払制度の導入について」掲載年月日（平成28年8月1日）をご確認ください。

6 請求書に係る請求年月日の記載について

契約代金や前払金の請求等の際は、請求書に請求年月日を記載し請求してください。

7 下請負について（建設工事のみ）

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結した場合において、その下請金額にかかわらず、施工台帳を作成し、その写しを発注者に提出することになっております。引き続きお忘れのないよう手続きをお願いします。

※ 平成30年7月1日以後に公告又は指名する契約から、適用除外でないにもかかわらず、社会保険等に未加入である建設業者と一次下請契約を締結することを禁止します。下請け業者選定にあたっては、「平成30年度の入札・契約制度について」掲載年月日（平成30年3月29日）をご確認の上、十分ご留意いただくようお願いします。

8 経営事項審査について（建設工事のみ）

経営事項審査には有効期間があり、審査基準日（決算年月日）から1年7か月を経過している場合は失効し、入札に参加することができなくなります。失効することがないように、決算後は早めに受審してください。最新の結果通知書が届きましたら、写しを提出してください。

9 代表者や商号・所在地など登録内容に変更が生じたときの手続きについて

当市の登録申請内容変更通知書を速やかに提出してください。なお、添付書類の用意に時間を要するなど手続きが遅れることが想定される場合には、事前に契約課まで連絡してください。

注意事項1：事前に連絡等がなく、事実と異なる状態であることが判明した場合、入札への参加等ができなくなる場合があります。

注意事項2：合併、事業譲渡等の場合は、一般的な変更手続きよりも添付書類も多く、手続き完了まで期間を要します。概要が判明し次第、事前に連絡頂ければ手続きが円滑に進みますので、ご協力をお願いします。

担当：弘前市総務部契約課

TEL：35-1137（直通）